

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

行動計画

従業員が安心して仕事と子育てを両立させることができ、その能力を十分に発揮できるような雇用環境の整備を行うとともに、次世代育成支援対策について地域に貢献できる企業となるため次のように行動を計画する。

I. 計画期間 令和2年4月1日から令和7年3月31日（5年間）

II. 内容

〔育児をしている労働者を対象とする取組に関する事項〕

目標1. 計画期間内に育児休業の取得状況を次の水準以上にする。

取得率 90%以上

（対策） 令和2年4月以降

- ① 従業員本人もしくは配偶者の出産が近づいた時期に所属長経由で会社の人事部門に届けることにより育児支援の制度や措置について相談・説明を受けることができるようにする。
- ② 男性従業員も育児休業や育児のための特別休暇を取得できることを研修等を通じ周知していく。
- ③ 職場復帰した従業員から意見を聴集し、よりより制度作りを検討する。
- ④ 育児休業中も孤立しないよう情報提供し、復帰に向けた支援を実施する。

〔育児をしていない労働者をも含めて対象とする取組に関する事項〕

目標1. 育児休業等を取得しやすく、職場復帰しやすい環境を整備する。

（対策） 令和2年4月以降

- ① 育児・介護休業法に基づく育児休業等の両立支援制度の従業員への周知啓発、研修の実施。
- ② 子の育児のための休暇（有給）および時間単位年休制度の周知。
- ③ 復帰後に利用可能な制度（フレックス・時短制度・通勤方法の変更）の周知。

目標2. 所定外労働削減のため「ノー残業デー」の取得率向上（70%以上取得を目標）1週間に1回の「ノー残業デー」を設定し、職場通知および放送での周知を実施する。

目標3. 仕事と家庭のバランスを保つための取組として年次休暇取得の促進を行う。年休取得低調者の徹底フォローにより全員12日/年以上の取得を目標とする。

〔対象を自社の労働者に限定しない雇用環境の整備以外の取組に関する事項〕

インターンシップによる大学生・高校生の受け入れとインターネットを活用したPRや募集を積極的に行う。